

「南会津移住サポート推進事業」企画プロポーザル実施要領

令和5年4月20日

福島県南会津地方振興局

1 事業の目的

福島県南会津地域（以下、「当地域」という。）では、急速な人口減少・少子高齢化による地域の担い手不足や地域活力の低下が課題となっており、関係・交流人口の拡大や移住・定住の促進に取り組む必要がある。

また、普段の移住相談では、地域住民とのコミュニケーションや冬の生活への不安を抱えている方が多く、移住する前に生活を体験したいといったニーズがある。

移住・定住を促進するためには、地域での継続的な移住者受入・支援体制を構築すること及び移住後の地域とのミスマッチをなくしていくことが重要であり、当地域に一定期間滞在して行う生活体験を通して、地域住民との交流や地域ならではの体験をする機会を提供し、移住希望者に対して移住までの具体的なロードマップを示すことで移住・定住の促進を図る。なお、生活体験の実施エリアは只見町、南会津町を中心とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

南会津移住サポート推進事業

(2) 業務の内容

別紙「南会津移住サポート推進事業 業務委託仕様書（案）」のとおり。

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 委託料の上限

6,195,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ 本件は、その契約に係る予算が可決し、予算の執行が可能になったときに効力が生じる。

3 公募方法とスケジュール

(1) 公募方法

南会津地方振興局のホームページにより公募する。

(2) スケジュール（予定）

日時	内容
4月20日（木）	公募開始
4月28日（金）正午まで	質問書の提出期限

5月 9日 (火)	質問書への回答
5月17日 (水) 正午まで	企画プロポーザル参加表明書提出期限
5月19日 (金) 正午まで	企画プロポーザル参加辞退届提出期限
5月24日 (水) 正午まで	企画提案書提出期限
5月26日 (金)	審査会

4 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

ア 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

イ 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

カ 本募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ク 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ケ 県税を滞納している者でないこと。
 - コ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
 - サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等については、福島県南会津地方振興局企画商工部（以下、「南会津地方振興局」という。）のホームページからダウンロードしてください。なお、南会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

5 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 提出期限

令和5年4月28日（金）正午まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出してください。なお、件名は「【質問】南会津移住サポート推進事業」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨お知らせください（電話による質問の受付は行いません）。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、南会津地方振興局のホームページに令和5年5月9日（火）に公表します（個別の回答は行いません）。

6 企画プロポーザル参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「南会津移住サポート推進事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出してください。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けることができませんので、注意してください。

(1) 提出期限

令和5年5月17日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

参加表明書により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出してください。なお、件名は「【企画プロポーザル参加表明書】南会津移住サポート推進事業」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨お知らせください。

(3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和5年5月19日（金）正午までに、「辞退届（任意様式）」を提出してください。

7 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 企画プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。

(1) 提出期限

令和5年5月24日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く、月曜日から金曜日までの8時45分～17時00分です。

※ 5月24日（水）は正午まで。

(3) 提出書類

ア 「南会津移住サポート推進事業」企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）

※ 事前に御提出いただいた参加表明書の原本を添付してください。

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出してください。

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

イ～カ・・・6部（正本1部、副本5部）、ア、キ、ク・・・1部（正本1部）

8 企画提案書等の作成に関する留意事項

(1) 地域での継続的な移住者受入・支援体制の構築に係る準備

地域住民が主体となった移住者受入・支援体制構築の参考となる先進地に関し、提案理由等の内容について具体的に記載してください。

(2) 生活体験における体験プランの企画立案及び進行管理

ア 体験プラン毎に体験期間、参加者数目標を具体的に記載してください。

イ 体験プランの実施エリアは只見町、南会津町を中心としてください。

ウ 体験プランに組み込むコンテンツについて具体的に記載してください。なお、コンテンツについては、当地域で実施できるものとします。

エ 体験プラン及びコンテンツは生活体験希望者の事前面談を経て決定するものとします。したがって、体験プラン及びコンテンツは生活希望者のニーズに合わせて柔軟に対応できる内容としてください。

オ 参加者から徴収する体験料金について、体験プラン及びコンテンツに応じて具体的に記載してください。

(3) 事業の周知、広報、参加者募集

ア 参加者募集に係る専用の Web サイトの具体的な内容、イメージ図を記載してください。

イ 参加者募集に係る SNS 等を活用した効果的なプロモーションについて、有料・無料問わず具体的に提案してください。

(4) 生活体験中の取材、動画撮影・編集

制作した動画について、今後の移住・定住推進にもつながる効果的な PR 方法を具体的に記載してください。

(5) 事業の効果・検証

生活体験者に対するアンケート方法、調査項目、分析方法について、具体的に記載してください。

(6) その他

その他に、本事業を効果的なものとするために仕様書に記載されていない活用可能な取組がある場合には、具体的に記載してください

9 企画提案書等の提出に関する留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 2（4）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合
- キ 本実施要領に違反すると認められた場合
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

（2）複数企画の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

（3）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

（4）その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

（1）企画提案の審査

契約候補者は、企画プロポーザル審査会において、企画提案の内容を下記「（3）審査基準等」及び「（4）契約候補者の選定」に基づき選定します。なお、審査に当たり、企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施します。

（2）企画プロポーザル審査会の実施

ア 日 時

令和5年5月26日（金）（予定）

イ 場 所

福島県南会津合同庁舎内

（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）

ウ 内容等

企画提案者は、プレゼンテーションにおいて企画提案の内容を説明し、審査委員からの質問等に応じていただきます。なお、詳細については、後日プレゼンテーション参加者に連絡します。

(3) 審査基準等

項目	評価の視点	採点	
		1・2・3・4・5	加算率
		劣 普通 優	
業務遂行能力	業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	1・2・3・4・5	×1
	業務を円滑に実施できるスケジュールであるか。	1・2・3・4・5	×1
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。 【 関連性が高い業務実績の有無や、実績から本事業の実施にあたり活かすことができる能力を有していることが類推可能か等により評価 】	1・2・3・4・5	×1
業務理解	本事業の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。	1・2・3・4・5	×1
	業務内容に見合った適切な経費であるか。	1・2・3・4・5	×1
生活体験における体験プランの企画立案・進行管理	只見町、南会津町を中心とした南会津地域ならではの体験プランとなっているか。	1・2・3・4・5	×2
	移住希望者の興味・関心にあったコンテンツを体験プランに組み込んでいるか。	1・2・3・4・5	×2
	地域住民と生活体験者が交流できる内容が含まれているか。	1・2・3・4・5	×1
	体験プランの参加料は適切に設定されているか。	1・2・3・4・5	×1
	今後南会津地域に移住・定住したくなる内容となっているか。	1・2・3・4・5	×1
	本事業を効果的なものとするため、仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	1・2・3・4・5	×1

	生活体験プランの実施回数、参加者数目標は適切か。	1・2・3・4・5	×1
参加者募集	各体験プランのターゲットに応じた、効果的なプロモーション方法が提案されているか。	1・2・3・4・5	×1
	参加者を確保するための募集方法、募集期間は適切か。	1・2・3・4・5	×1
	参加者を募集するために効果的な Web サイトが提案されているか。	1・2・3・4・5	×1
動画制作	動画の編集方針や内容は、南会津地域に移住・定住したい（してみたい）と思う魅力的な内容となっているか。	1・2・3・4・5	×1
分析・報告	アンケートの実施方法、内容は適切か。	1・2・3・4・5	×1
	効果的な分析・報告手法が提案されているか。	1・2・3・4・5	×1
合計 100点満点			

(4) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により、企画提案者ごとの順位を決定します。
- イ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を契約候補者とします。
- ウ 各審査委員の審査において、上記「(3) 審査基準等」のうち1項目でも0点がある場合は、契約候補者として選定しません。また、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とします。

(5) 結果の通知

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表します。
- イ 選定されなかった者は、その日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。
- ウ 上記「10 (5) イ」に係る回答は、書面が到着した日から起算して10日以内に行います。

(6) 契約の締結等

- ア 仕様書の協議

選定した契約候補者と発注者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結します。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

イ 契約金額の確定

契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定します。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければなりません。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではありません。

エ その他

契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課 主事 近野

電話：0241-62-5207 F A X：0241-62-5209

E-mail：minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp